

令和 7 年 1 月 3 0 日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

令和 5 年（ワ）第 1 2 2 8 0 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 令和 6 年 1 2 月 2 日

判

決

5

原 告 景 観 技 術 株 式 会 社
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士 松 岡 直 樹

10

被 告 東 京 製 綱 株 式 会 社
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士 小 林 幸 夫
同 弓 削 田 博
同 藤 沼 光 太
15 同 平 塚 健 士 朗
同訴訟代理人弁理士 牛 久 健 司
同 井 上 正
同 高 城 貞 晶

15

主

文

20

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

25

被告は、原告に対し、9 5 7 3 万 5 2 0 0 円及びこれに対する令和 5 年 3 月 2 4
日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

1 本件は、発明の名称を「防潮壁および防潮壁用部品組」とする特許（以下「本件特許」という。）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有する原告が、被告が本件特許の特許請求の範囲請求項 1 記載の発明（以下「本件発明」という。）の技術的範囲に属する別紙「被告製品目録」記載の製品（以下「被告製品」
5 という。）を製造し、販売等することは本件特許権の侵害に当たると主張して、被告に対し、不法行為（民法 709 条）に基づき、損害賠償金 9 5 7 3 万 5 2 0 0 円及びこれに対する令和 5 年 3 月 2 4 日（不法行為日）から支払済みまで民法所定の年 3 パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定
10 できる事実）

(1) 当事者（甲 1、2）

原告は、土木建築工事業及び資機材の販売等を目的とする株式会社である。

被告は、道路関連施設、棟梁等の鋼構造物、海洋関連施設の設計・製造等を目的とする株式会社である。

15 (2) 本件特許権（甲 3）

原告は、次の本件特許権を有している。本件特許権の特許請求の範囲、明細書及び図面（以下、明細書及び図面を「本件明細書」という。）の記載は、別紙「特許公報」のとおりである。

ア	登録番号	特許第 5 2 5 4 9 4 4 号
20 イ	優先日	平成 2 1 年 4 月 1 3 日（以下「本件優先日」という。）
ウ	出願日	平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日
エ	登録日	平成 2 5 年 4 月 2 6 日
オ	発明の名称	防潮壁および防潮壁用部品組

(3) 構成要件の分説

25 本件発明の構成要件は、別紙「本件発明に関する充足論（文言侵害）」の「構成要件」欄の A ないし C のとおり分説される。

(4) 被告製品の構成

ア 被告製品の構造の概要は、別紙図面 1 のうち「B－B 断面図 S＝1／2」及び別紙図面 2 のとおりであり、別紙図面 2 のうち「枠体」及び「押縁」は金属製ないしアルミニウム製である（争いのない事実、弁論の全趣旨）。

5 イ 被告製品の構成には争いがあり、当事者の主張は、別紙「本件発明に関する充足論（文言侵害）」の「被告製品の構成」欄の「原告の主張」欄及び「被告の主張」欄各記載のとおりであるが、被告製品が、本件発明の構成要件 A 及び B ①を充足することは被告は争っておらず、同 C を充足することについても実質的に争いは
10 ない（被告は、被告製品が本件発明の構成要件 B ②ないし B ④の特徴を有することを争うものであって、同 C 固有の充足性を争う趣旨ではないと解される。）。

(5) 被告の行為

被告は、別紙「工事目録」記載の各工事（以下、併せて「本件工事」という。）につき、同目録記載の各請負業者に対して被告製品を販売・納品した（なお、被告は、同目録記載の「工期」には変更があった旨主張するが、被告製品の販売・納品
15 の事実争いはない。）。

3 争点

(1) 本件発明の技術的範囲への属否（争点 1）

ア 文言侵害の成否（争点 1－1）

イ 均等侵害の成否（予備的主張。争点 1－2）

20 (2) 本件発明の無効理由の有無（争点 2）

ア 明確性要件違反の有無（争点 2－1）

イ 公然実施品である、野川（東京都を流れる一級河川）に架かる吉澤橋に設置されたアクリル止水パネル（以下「野川止水パネル」という。）に基づく新規性欠如の有無（争点 2－2）

25 ウ 公然実施品である、神戸港に設置されたシーウォール（以下「神戸港シーウォール」という。）に基づく新規性欠如の有無（争点 2－3）

(3) 損害の発生及びその額（争点3）

第3 争点についての当事者の主張

1 本件発明の技術的範囲への属否（争点1）

(1) 文言侵害の成否（争点1-1）

5 本件発明に係る構成要件B②ないしB④の充足性（文言侵害）についての当事者の主張は、別紙「本件発明に関する充足論（文言侵害）」の「構成要件充足性」欄の「原告の主張」欄及び「被告の主張」欄各記載のとおりである。

(2) 均等侵害の成否（予備的主張。争点1-2）

10 本件発明に係る構成要件B③の充足性（均等侵害）についての当事者の主張は、別紙「本件発明に関する充足論（均等侵害）」の「均等侵害の成否」欄の「原告の主張（予備的主張）」欄及び「被告の主張」欄各記載のとおりである。

なお、被告は、原告による均等侵害についての主張は時機に後れた攻撃防御方法（民訴法157条1項）として却下されるべきであるとしている。

2 本件発明の無効理由の有無（争点2）

15 本件発明の無効理由（明確性要件違反、公然実施品である野川止水パネル又は神戸港シーウォールに基づく新規性欠如）の有無に関する当事者の主張は、別紙「本件発明に関する無効論」記載の各無効理由に対応する「原告の主張」欄及び「被告の主張」欄各記載のとおりである。

3 損害の発生及びその額（争点3）

20 [原告の主張]

被告が本件工事について販売した被告製品は、下記の①ないし④のサイズごとに各記載の枚数（合計145枚）である。各サイズに相当する原告製品（本件発明を利用した原告製造・販売に係るシーウォール。以下同じ。）の単価及び販売額の小計は、それぞれ下記のとおりであり、①ないし④の合計販売額は2億1758万円
25 であるところ、原告製品の利益率は40パーセントを下らないから、これを上記合計販売額に掛けた8703万2000円が、特許法102条1項により算定される

原告の損害額である。これに弁護士費用 870 万 3200 円（上記金額の 10%）を加えた額は 9573 万 5200 円であり、原告は、被告による本件特許権の侵害によって、少なくとも同金額の損害を被った。

記

- 5 ① H1000×W2500×t:60 26 枚 単価 1,810,000 円 小計 47,060,000 円
 ② H700×W2500×t:50 28 枚 単価 1,370,000 円 小計 38,360,000 円
 ③ H500×W2500×t:40 27 枚 単価 960,000 円 小計 25,920,000 円
 ④ H1000×W2000×t:60 64 枚 単価 1,660,000 円 小計 106,240,000 円

〔被告の主張〕

10 争う。

第 4 当裁判所の判断

1 本件発明の技術的範囲への属否（争点 1）について

被告製品が、本件発明の構成要件 A、B ①及び C に係る構成を有することは（実質的に）争いが無い。

15 そこで、争いのある構成要件 B ②の充足性（「その透明樹脂板の縁部を挿入できる溝付きの枠体」を備えるか）、同 B ③の充足性（「透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン」を備えるか）及び同 B ④の充足性（「枠体の溝の内側に透明樹脂板の縁部を解除可能に拘束する拘束手段」を備えるか）が問題となる。

(1) 文言侵害の成否（争点 1－1）について

20 事案に鑑み、構成要件 B ③の充足性から検討する。

ア 構成要件 B ③の充足性（「透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン」を備えるか）について

(ア) 構成要件 B ③の解釈について

25 a 本件明細書には、以下の内容が示されている（各段落の具体的記載及び図面は、別紙「特許公報」参照。ただし、同公報の【図 2】(a)及び(b)は、別紙図面 3 の【本件明細書図 2 (a)及び(b)】と同じである。）。)

(a) 背景技術・本件発明が解決しようとする課題

防潮壁は、一般的にはコンクリート等で形成されるところ、防潮壁に透明樹脂板を設けると、陸側から海や河川や湖沼等を眺めることができるため、景観にすぐれるほか、高潮や洪水等によって水位が上昇したときも防潮壁を通して海や河川等の様子を知らることができるため、警戒のレベルを把握したり避難準備をしたりすることが容易であるなど、安全面でも有利である（【0002】 【0004】）。先行技術文献である特許文献1（特開2008-208681号公報）及び同2（特許第4134242号公報）では、アクリル等の透明樹脂板を一部に使用する防潮壁が提案されているが、透明樹脂板は、硬度が低く熱に弱いという短所を有しているため、傷が付いたり、タバコの火を押し付けられて一部が変形したりすることによって表面がクリアでなくなり、透明度が次第に低下することが避けられず、何年かの後には、透明樹脂板を通して海や河川等を明瞭に眺めることが難しくなり、景観や安全に関する利点が失われてしまう可能性がある（【0003】 【0005】 【0006】）。本件発明は、表面の傷等によって透明樹脂板の透明度が低下したとき、その樹脂板を容易に取り替えできるようにした防潮壁、及びそのように防潮壁を構成するための防潮壁用部品組を提供するものである（透明樹脂板の代わりにガラス板が使用されている場合も同様）（【0007】）。

(b) 前記課題を解決するための手段

本件発明による防潮壁用部品組は、コンクリート製の防潮壁（防水壁を含む。）に透明樹脂板（半透明のものを含む。）を組み付けるための防潮壁用部品組であって、当該透明樹脂板と、その透明樹脂板の縁部（全周縁とは限らない。）を挿入できる溝付きの枠体と、透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキンと、枠体の溝の内側に透明樹脂板の縁部を解除可能に拘束する拘束手段とを含むことを特徴とする。透明樹脂板としては、ポリスチレン樹脂、アクリル樹脂等から選ばれる熱可塑性樹脂等を使用できる。上記の枠体としては鉄鋼等の金属（ステンレス鋼、アルミニウム鋼等）を使用し、上記パッキンとしては、板ゴム等を使用するとよい。（【0008】）

上のような部品組は、例えば以下の 1)ないし 3)のように使用することにより、コンクリート製の防潮壁に対して透明樹脂板を取替え可能に組み付けることを可能にする。

1) 防潮壁のコンクリートに、海や河川の側と陸の側とに通じる開口又は切り欠き等を設け、そこに上記の枠体を取り付ける。枠体は、コンクリートの開口や切り欠きの内側にボルト等で固定する（その場合は枠体とコンクリートとの間にも水密部材を使用する。）ようにしてもよく、開口や切り欠きの内側においてコンクリートに埋め込む（ただし、溝の内側にはコンクリートを入れない。）ようにしてもよい。

2) 透明樹脂板を、その縁部を上記枠体の溝に挿入することによって、上記コンクリートの開口又は切り欠き等に取り付ける。

3) そうした透明樹脂板と枠体の溝との間に水密用のパッキンを取り付けるとともに、上記拘束手段によってその枠体の溝の内側に当該樹脂板の縁部を拘束し、固定する。（【0009】）

上記のようにして、透明樹脂板は、枠体を介してコンクリート製の防潮壁に組み付けることができる。拘束手段により縁部を拘束するので同樹脂板をしっかりと固定することができ、また上記のようにパッキンを取り付けるので同樹脂板の周囲の防水性を確保できる。コンクリート製の防潮壁に透明樹脂板が設けられるため、前記のとおり景観の面でも安全の面でも好ましい。コンクリート製の防潮壁に直接に同樹脂板を取り付けるのではないことから、取り付けの際又はその後に、同樹脂板に無理な力が作用したり、そのために同樹脂板が変形したり割れたりするおそれがない。例えば、枠体と同樹脂板との間に多少の隙間（変位しろ）をとることが容易なので、夏季等に同樹脂板が熱膨張する場合等にも同樹脂板が変形・破損等を起こしにくくなる。発明の部品組を使用する場合、枠体を適切に構成すると、拘束手段による拘束を解除することにより、組み付けた透明樹脂板を再度枠体から取り出すことができる。また、別の透明樹脂板を、同じ枠体内に上記 1)ないし 3)と同様に

挿入し固定することも可能になる。そのため、発明の部品組によると透明樹脂板の取替えが可能になり、表面の傷等によって樹脂板の透明度が低下した場合にも、透明度を回復させて景観や安全上の利点を維持することができる。（【0010】）

（c） 本件発明の効果

5 本件発明の防潮壁用部品組によれば、透明樹脂板又はガラス板を含むゆえに景観と安全性にすぐれた防潮壁を容易に構成することができ、取り付けの際又はその後に透明樹脂板やガラス板を変形・破損等し難くすることもできる。一旦組み付けた透明樹脂板やガラス板を枠体から取り出して取り替えることが可能になるので、表面の傷等によって樹脂板やガラス板の透明度が低下した場合にも、透明度を回復さ
10 せて、防潮壁における景観や安全上の利点を維持することができる。（【0020】）。

本件発明の防潮壁は、透明樹脂板又はガラス板を含むため景観面・安全面において好ましいほか、上記の防潮壁用部品組を使用することから、上記の利点をそのままたらしものといえる。組み付けた透明樹脂板やガラス板を取り替えることができるので、景観や安全に関する利点が永続的に発揮される。（【0021】）

15 （d） 発明を実施するための形態

本件明細書の【図 1】（防潮壁 1 の正面図）は、本件発明の第一の実施形態を示すものであり、【図 2】(a)は、図 1 で示したⅡ－Ⅱラインの断面図（防潮壁 1 の横断面図）、【図 2】(b)は、同(a)における b 部の詳細図である（【0022】）。

【図 2】(b)の枠体 1 2 におけるコの字状の溝の中には、透明樹脂板 1 1 の縁部を
20 挿入するほか、樹脂板 1 1 と枠体 1 2 との間をシール（水密）するとともに樹脂板 1 1 に局部的な力がかからないようにするためのゴム板製（水密性等を有するなら他の材料のものでもよい。）のパッキン 1 9 A・1 9 B を、透明樹脂板 1 1 の表裏各面に当てて同図で示されているように挿入する（【0025】）。

b 検討

25 （a） 構成要件 B ③における「水密」の字義は「機械・装置などで、隙間などから水が漏れないようになっている状態」（乙 2 0、広辞苑第六版。第七版も同じ。）

であるところ、「透明樹脂板・枠体間の」との語に続けて「水密用」との用途の記載があることからすれば、「パッキン」は「透明樹脂板・枠体間の水密用」、すなわち透明樹脂板と枠体の間から水が漏れないようにすることのために用いられるものの解釈が合理的であり、当業者もそのように理解すると考えられる。

5 (b) また、本件明細書においても、本件発明は、防潮壁の透明樹脂板が傷等により透明度が低下した場合に容易に取り替えることができるようにした防潮壁及び防潮壁用部品組を提供することを課題とし（前記 a(a)）、課題を解決するための手段につき、枠体は金属を使用し、パッキンは板ゴム等を使用するとよい旨の記載や、「1)」の「枠体は、コンクリートの開口や切り欠きの内側にボルト等で固定す
10 る（その場合は枠体とコンクリートとの間にも水密部材を使用する。）ようにしてもよく」との記載、「3)」の「そうした透明樹脂板と枠体の溝との間に水密用のパッキンを取り付ける」との記載があり、「上記のようにパッキンを取り付けるので同樹脂板の周囲の防水性を確保できる。」とされる（前記 a (b)）。これらの記載からすると、本件発明において透明樹脂板と枠体間の水密は課題解決のための前提
15 とされており、「パッキン」はかかる水密のために用いられるものと解されるのであり、構成要件 B③の文言は、透明樹脂板と枠体との間から水が漏れて枠体の内側部分に水が入り込まないように、透明樹脂板と枠体との間を全て「パッキン」で塞ぐという趣旨と解釈するのが当業者にとって合理的である。そして、前記 a (d) のとおり、本件発明の第一の実施形態である本件明細書の【図 2】(a)及び(b)（別紙
20 図面 3 の【本件明細書図 2 (a)及び(b)】）においても、水密性を有するパッキン（19A・19B）を、透明樹脂板（11）の表裏各面に当てて同図で示されているように挿入し、同樹脂板と枠体（12）との間をシール（水密）するものとされており、上記の解釈に沿っている。

(c) 前記(a)及び(b)で述べたことに照らせば、構成要件 B③が規定する「透明
25 樹脂板・枠体間の水密用のパッキン」については、当業者にとって、透明樹脂板と枠体との間にパッキンが一部でも存在すれば足りると解されるものではなく、透明

樹脂板と枠体との間の全体につき水密化する（水が漏れないようにする）ためのパッキンが存在することを要するものと解するのが、同構成要件の自然な文言解釈であり、かつ、本件明細書の記載にも合致するというべきである。

(d) 原告は、本件発明の課題からすれば、透明樹脂板が容易に取り替えできるように固定された枠内に、透明樹脂板、水密用パッキン、拘束手段が存在すれば足り、「水密用パッキン」の配置等の施工態様については、当業者の適宜の選択に委ねられるから、特許請求の範囲等において枠体と透明樹脂板との間の全部を必ずパッキンで覆うよう限定する理由はなく、構成要件B③の文言どおり、アクリル板と枠体との間に水密用のパッキンが存在すれば足りる旨主張する。

しかし、原告の主張を前提とすると、構成要件B③の文言において、「透明樹脂板・枠体間のパッキン」ではなく、「透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン」と規定されていることと整合しない。また、「透明樹脂板・枠体間の水密用」との文言からすると、パッキンが水密化する対象は透明樹脂板と枠体の間であると解するのが自然である。そうすると、構成要件B③の文言は、むしろ「透明樹脂板・枠体間について水が漏れないようにするためのパッキン」と解釈すべきである。したがって、原告の主張は採用できない。

(イ) 被告製品について

被告製品についてみると、前提事実(4)ア及び別紙図面2のとおり、透明樹脂板であるアクリル板の海側の面と「枠体」（金属製）の間には、「ゴムガスケット」と「押縁」（アルミニウム製）があるところ、原告が主張するように「ゴムガスケット」が「水密用のパッキン」に当たるとしても、アクリル板と枠体の間の全体がパッキンにより水密化されているとは認められない。

これに対し、原告は、被告製品（別紙図面2）においては拘束手段に相当する「押縁」がメタルパッキンとしての役割を兼ね、ゴムガスケットと同様にアクリル板と枠体の間の水密を保つ作用を果たしている旨主張する。しかしながら、アルミニウム製である「押縁」が、金属製である「枠体」との接触面において、「水密」、

すなわち（必ずしも完全ではないとしても）水が漏れて入り込まない状況を保つ作用を果たしていることを明らかにする証拠がなく、これを認めるに足りないから、原告の主張は採用できない。

したがって、被告製品の構成 b ③（別紙「本件発明に関する充足論（文言侵害）」の「被告製品の構成」欄の b ③）は被告主張のとおりと認められ、「ゴムガスケット」が「水密用のパッキン」に当たるか否かにかかわらず、透明樹脂板と枠体との間の全体につき水密化するためのパッキンが存在するとはいえないから、被告製品は構成要件 B ③を充足しない。

イ 以上のとおり、被告製品は構成要件 B ③を充足しないから、その余の構成要件について検討するまでもなく、被告製品に関する文言侵害は認められない。

(2) 均等侵害の成否（予備的主張。争点 1－2）について

前記(1)のとおり、被告製品は、構成要件 B ③の「透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン」との構成を備えておらず、少なくともこの点において本件発明と相違するため、原告が予備的に主張する均等侵害の成否につき検討する。

15 ア 特許請求の範囲に記載された構成中に相手方が製造等をする製品又は用いる方法（以下「対象製品等」という。）と異なる部分が存する場合であっても、①同部分が特許発明の本質的部分ではなく（第 1 要件）、②同部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって（第 2 要件）、③上記のように置き換えることに、当該発明の属
20 する技術の分野における通常の知識を有する者（当業者）が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり（第 3 要件）、④対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから同出願時に容易に推考できたものではなく（第 4 要件）、かつ、⑤対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなど
25 の特段の事情もないとき（第 5 要件）は、同対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが

相当である（最高裁平成6年（オ）第1083号同10年2月24日第三小法廷判決・民集52巻1号113頁参照）。

事案に鑑み、まず第2要件について検討する。

イ 第2要件について

5 原告は、均等侵害の第2要件につき、被告製品の「ゴムガスケット」が低い性能や形状のCRゴム製品であっても本件発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏する旨主張する。

しかし、前記(1)のとおり、被告製品については、「ゴムガスケット」が「水密用のパッキン」に当たるか否かにかかわらず、別紙図面2の「押縁」と「枠体」の
10 接触面における水密が認められず、透明樹脂板と枠体との間の全体につき水密化するためのパッキンが存在するとはいえないという点で本件発明の構成要件B③を充足しないのであるから、被告製品の「ゴムガスケット」の性能等がいかなるものであれ、本件発明の構成要件B③を被告製品の構成に置換しても本件発明と同一の作用効果が得られるとはいえない。

15 原告は、本件発明の目的は、コンクリート製の防潮壁に設置された枠体の溝の内側に透明樹脂板を解除可能に固定する拘束手段で固定するというものであり、水密性能はともかく被告製品において本件発明の目的を達成できる旨を主張するが、透明樹脂板・枠体間の水密は本件発明の構成要件B③に明確に規定され、同目的達成の前提となる構成であるから、透明樹脂板・枠体間の水密化がされていない以上、
20 第2要件は充足されない。

したがって、均等侵害の第2要件を認めることはできない。

ウ 以上のことからすると、被告製品に関して、本件発明に対する均等侵害の成立を認めることはできない（なお、被告は、原告による均等侵害についての主張は時機に後れた攻撃防御方法（民訴法157条1項）として却下されるべきであるとするが、上記主張は、争点整理中の心証開示前の段階でされたものであって時機に
25 後れたものとまではいえないし、訴訟の完結を遅延させることとなるとも認められ

ないから、被告の上記申立ては却下する。）。

(3) 小括

以上のとおり、被告製品は、本件発明の技術的範囲に属しない。

2 結論

5 よって、その余の争点につき判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第21民事部

10

裁判長裁判官

武 宮 英 子

15

裁判官

阿 波 野 右 起

20

裁判官

西 尾 太 一

25

(別紙)

被告製品目録

- 別紙工事目録記載 1 ないし 4 の各工事で設置された「枠付アクリル板」と称する
- 5 取り外しが可能な構造を有するアクリル板及び防潮壁にアクリル板を設置するための別紙図面 1 及び 2 記載の防潮壁用部品組（図面中のコンクリート部分は除く。）
- 以 上

10

15

※別紙工事目録（15 頁）及び特許公報（19～33 頁）については
掲載省略

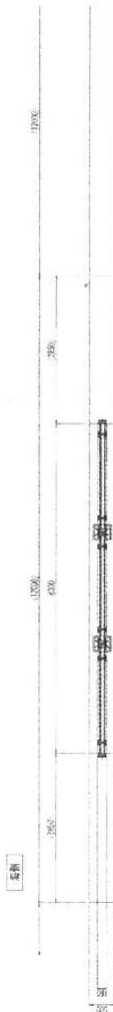
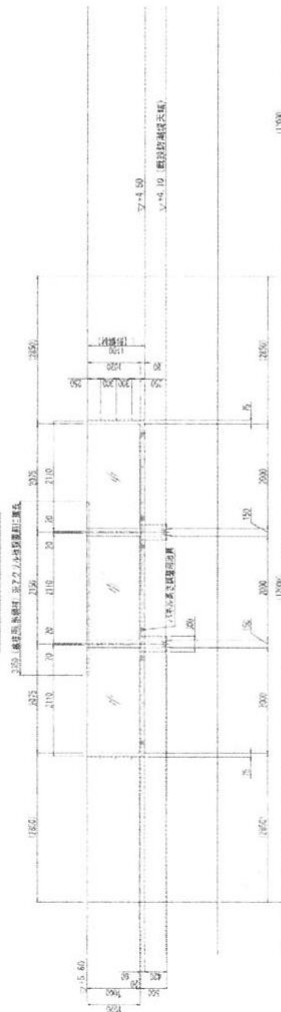
集設序 3, 4

アクリル棒設置詳細図

3辺固定棒タイプ $H=1.0m \cdot L=2.0m$ (棒付アクリル板 ($t=60mm$))

東護岸Ⅳ

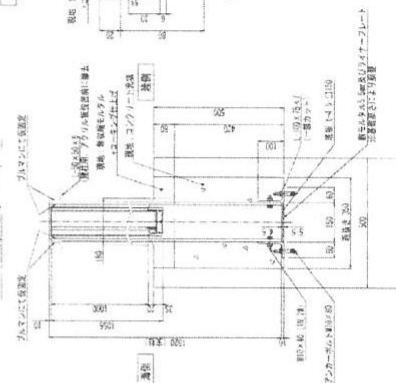
平面図 S=1/40

正面图 $S=1/40$ 

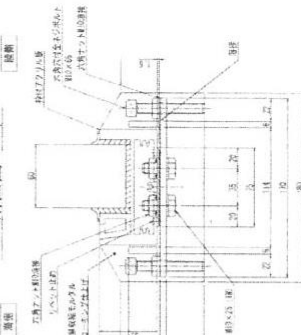
枠付アクリル板詳細図 S=1/20



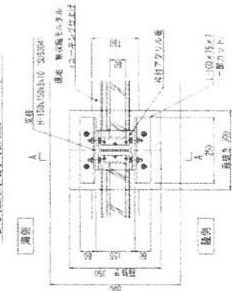
A-A断面图 $S=1/8$



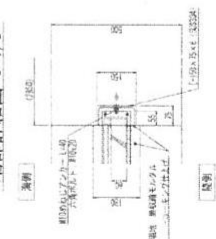
B-B断面图 $S=1/2$



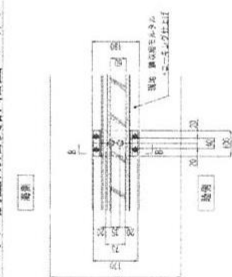
支柱部詳細図 $S=1/8$



端部詳細図 $S=1/8$



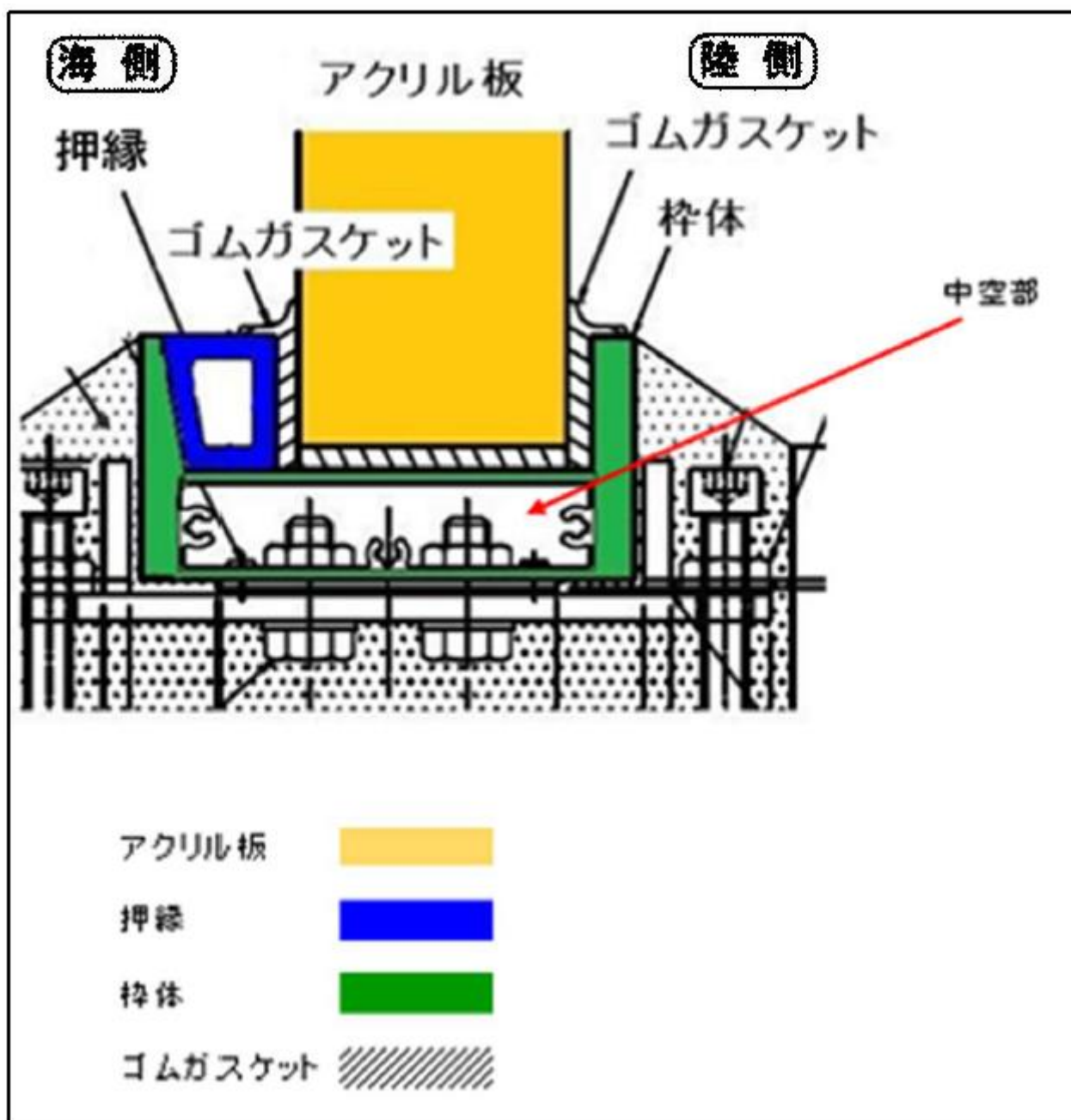
パネル調整用治具詳細図 S=1/8



アクリル水溶性変性樹脂	44	57
総計	44	57

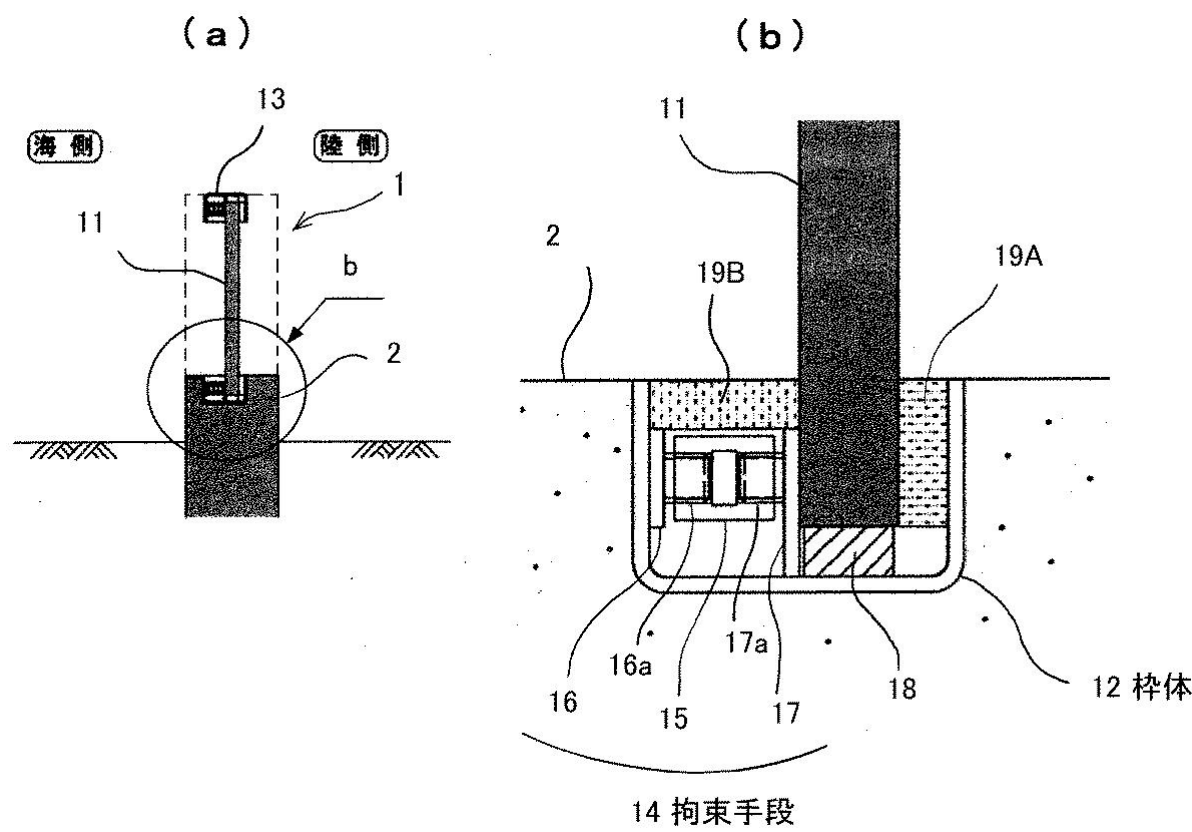
[illegible]

(別紙図面 2)



(別紙図面 3)

【本件明細書図 2 (a) 及び (b)】



(符号の説明)

- 1 防潮壁
- 2 コンクリート壁
- 11 透明樹脂板
- 12・13 枠体
- 19A・19B パッキン

以上

構成要件				被告製品の構成				構成要件充足性	
				原告の主張	被告の主張	争いの有無		原告の主張	被告の主張
A	①	透明樹脂板と、	a	コンクリート製の防潮壁に透明樹脂板を組み付けるための防潮壁用部品組であって、	コンクリート製の防潮壁にアクリル板を組み付けるための防潮壁用部品組であって、	なし			
B	②	その透明樹脂板の縁部を挿入できる溝付きの枠体と、	b	②	アクリル板の縁部を挿入するための断面U字状（溝）のある枠体、	あり		被告製品は、アクリル板の縁部を挿入するための断面U字状（溝）のある枠体を有している。	被告製品の枠体は、断面U字状（溝）ではない。
B	③	透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキンと、	b	③	これらの間の水密用のパッキン、	あり		(1) 「パッキン」の語は、「ガスケット」の上位概念としてガスケットを含むシール全般をさす場合もある。たとえば、広辞苑（第七版）の「パッキン」の項には、「管や機械部品の継目などに気密・水密などの目的で挟む材料。ゴム・麻糸屑・石綿・銅板・鉛・プラスチックなどを用いる。パッキング。」とされており、「滑り運動を生じる面」のみに用いられるという限定はないし、同書の「ガスケット」の項には「薄板状のパッキン」とされ、パッキンの中で薄板状のものがガスケットであるとされている。また、防潮壁は設置された後は通常運動部分を有さず、アクリル板を設置・交換する際には付け外しをするが、一度設置したらそれ以外の場面で取り外すことはないものであり、そこで用いられるパッキンは、当然ながら静止部分の密封に用いるものである。したがって、本件特許において「パッキン」の語が静止部分の密封を含む「パッキン」（広くシールをさす）の意味合いで使用されていることは明らかである。よって、被告製品のゴムガスケットは「パッキン」に該当する。 (2) 被告製品のゴムガスケットは、3枚のゴム板の直角部接点にコーキング材でシーリングを施されている。最終的に結合されて一体化するゴム板とコーキング材をバラバラに切り離して「ゴムガスケット」という3枚の板状の部品であるとするのは不合理であり、隙間なくコの字状に配置されることになる枠体とアクリル板の間の部品を一体の部品として構成要件の該当性を検討すべきである。アクリル板（透明樹脂板）と枠体との間にゴムの板またはシートが挟まれると、そのゴム板等は、アクリル板の表面が傷付くことを防止する緩衝材として機能すると同時に、アクリル板と枠体との間に雨水や海水が浸入することを防止する水密の機能をも発揮するのが通常であり、被告製品において同様である。したがって、被告製品の「ゴムガスケット」は、機能的に見て「水密用のパッキン」そのものであるし、少なくともその機能を兼ね備えている。 (3) 港湾設備である防潮堤においては、許容越波流量という基準が存在し（甲22）、この許容越波流量については、窓付き防潮堤の窓についても求められており、窓部分については漏水量として要求される。この漏水量については、0であること（100%の水密）が望ましいが、コンクリート部分とアクリル板が一体成形ではなく、またアクリル板が交換可能な構造である以上は、各部品間の隙間が生じることはやむを得ないことであり、この隙間においてある程度の漏水が生じることになる。このように、窓付き防潮堤における水密性は要求される「仕様の範囲内」であり、完全な水密（漏水量0）を求められているものではない。 (4) 水密用パッキンについて、「透明樹脂板・枠体間」という場所の特定はあるが、透明樹脂板と枠体間の空間全てに水密用パッキンが設置されていないとならないという文言上の特定はされていない。これは、本件発明の解決しようとする課題が、防潮壁に透明樹脂板を設置しつつ、その透明樹脂板の透明度が低下した場合に「容易に取り替えできるように」することであるから、コンクリート製の防潮壁に枠体はしっかりと固定される一方で、透明樹脂板は「容易に取り替えできる」ように固定された枠体内に、透明樹脂板、水密用パッキン、拘束手段が存在すればよいということ意味する。パッキンの材料、配置、形状、使用量等の施工態様について、用いられる部品の耐腐食性（要保護性）、海側から陸側への越水に関する条件等を考慮して、枠体内に適宜に配置されるものであることは、海水や雨水にさらされる屋外において金属部品等を使用して防潮壁を構成しようとする当業者にとっては当然の技術常識であり、特許請求の範囲等において枠体と透明樹脂板との間の全部を必ずパッキンで覆うよう限定する理由はない。したがって、構成要件B③は、アクリル板と枠体との間に水密用のパッキンが存在すれば足りる。 上記(1)ないし(4)の構成要件の文言解釈からすれば、被告製品のゴムガスケットなる部品は、アクリル板と枠体の「間」に位置している「水密用のパッキン」であることは明白であるから、「透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン」に該当する。被告製品においては、押縁自体がゴムガスケット同様に水密用のパッキンの役割も兼ね備えているものと思われる（メタルパッキン）、この点においても「透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン」が存在することになる。	(1) 「パッキン」とは、「滑り運動を生じる面で用いられる可とう性がある流体の漏れ止め」を意味する。被告製品ではアクリル板は、ゴムガスケット、押縁及び押縁を固定するネジで固定されているから、「滑り運動を生じる面」は存在しないので、「パッキン」は存在しない。被告製品においてアクリル板の縁部に設けられているのは「ガスケット」（「静止部分に用いる流体の漏れ止め」、「固定又は静止状態で用いられる可とう性がある流体の漏れ止め」）である（乙1：JIS工業用語大辞典）。 (2) 被告製品のアクリル板の縁部（両側面および端面）に設けられているのは、3枚の分離したゴムガスケットであり、各ゴムガスケットの接触部において隙間から水の流れが生じるのは避けられない。そこで、被告製品は、水密性を確保するため、上記隙間をコーキング材によりシーリングしているのであり、ゴムガスケットは単体で水密性を有するものでないから、「水密用のパッキン」に当たらない。 (3) 水が一方から他方に漏れるようになっていいる場合には「水密」とはいえないところ、被告製品についての漏水試験の結果によると、被告製品は、1時間当たり1リットル余りの漏水が認められたから、「水密」ではない。なお、原告が指摘する許容越波流量とは、堤防や護岸等に打ち上げた波がそれらの上を乗り越えて堤内に流入した場合の許容流量のことであって、防潮壁そのものから水が漏れるか否か（水密か否か）とは無関係の概念である。 (4) 「透明樹脂板・枠体間」の水密用のパッキンとは、透明樹脂板と枠体との間を全て覆っている必要があり、少なくとも、海水が押し寄せてくる海側の全面を覆っている必要があるが、被告製品においては海側は一部しか覆っていない。すなわち、被告製品において、仮にゴムガスケットが「パッキン」に該当するとしても、別紙図面2のとおり、アクリル板の左側の「パッキン」と枠体との間には、押縁が介在している。そのため、被告製品は、アクリル板の左側と枠体との接触面間が「パッキン」によってはシール（水密）されていないのであるから、「透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン」を備えていない。なお、押縁は水密の用をなさず、「水密用のパッキン」に当たらない。
C	④	枠体の溝の内側に透明樹脂板の縁部を解除可能に拘束する拘束手段とを含む	c	④	アクリル板が枠体から「取り外しが可能な構造」の拘束部品とを含む	あり		被告製品は、枠体の溝の内側に、アクリル板の縁部を拘束するが取り外し可能であり、取り外すことにより枠体からアクリル板を取り外すことができる拘束部品（押縁）を有している。	被告製品では、アクリル板海側側面のゴムガスケットと枠体との間に押縁が介在し、アクリル板をゴムガスケット、押縁及び押縁を固定するネジによって枠内で取り外し可能に固定している。
C		ことを特徴とする防潮壁用部品	c	⑤	上記押縁を固定するネジ				
C		ことを特徴とする防潮壁用部品	c		ことを特徴とする防潮壁用部品組	という特徴を有する防潮壁用部品組	なし		

(別紙) 本件発明に関する充足論 (均等侵害)

構成要件		均等侵害の成否	
		原告の主張 (予備的主張)	被告の主張
B ③	透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキンと、	(1) 第1要件 (相違する部分が本件特許発明の本質的部分に該当しないこと) 被告製品の「ゴムガスケット」が水密性能が期待されていないものであると仮定しても、ガスケットの水密性能によらず、コンクリート製の防潮壁に設置された枠体の溝の内側に透明樹脂板を解除可能に固定する拘束手段で固定するという目的は達成されており、ガスケットの水密性能が良いか悪いかということは本件発明の本質的部分ではない。	パッキンによって透明樹脂板と枠体との間が水密になっているということは、本件発明の本質的部分である。 すなわち、まず、本件明細書の段落【0009】において、「水密用のパッキン」の取り付けを含めて、「コンクリート製の防潮壁に対して透明樹脂板を取替可能に組み付けることを可能にする」使用方法の記載があり、段落【0010】には、「また上記のようにパッキンを取り付けるので同樹脂版の周囲の防水性を確保できる。」と、「水密用のパッキン」により、周囲の防水性を確保できる効果の記載がされている。かかる記載を考慮すると、本件発明の技術的思想は、単に透明樹脂板が交換可能な点にあるのではなく、透明樹脂板と枠体との間の水密を確保しながら、透明樹脂板が交換可能とする点にあるといえる。水密性を確保するという効果を有する構成要件B③は、本件発明の本質的部分に他ならない。
		(2) 第2要件 (本件発明の構成要件B③を被告製品の構造に置換しても本件発明の目的を達成しその作用・効果に相違がないこと) 被告製品の「ゴムガスケット」のように低い性能や形状のCRゴム製品であっても本件発明の目的を達成することができ、本件発明と同じ作用効果を奏する。	被告製品の構成では、透明樹脂板と枠体との間が水密とはならず漏水があるため、本件発明の目的を達成することができず、作用効果が異なり置換可能性がない。
		(3) 第3要件 (被告製品の製造時に、当業者であれば、置換が容易想到であること) 被告製品の「ゴムガスケット」は、単に性能の低い部品を用いるということであるから、被告製品の製造時点において、低性能部品での置き換えをすることは容易に想到できたものである。	
		(4) 第4要件 (被告製品につき、公知技術との同一性又は容易推考性がないこと) 被告製品は、屋外に長時間放置されることになる上に港湾に設置されるものであることを考慮すると、水密をしようとしなかったことはおよそ非常識なことであり、港湾において水密ができないパッキンを用いることは通常は想定しないことであるところ、公知技術と同一または容易に推考できたものとはいえない。	
		(5) 第5要件 (被告製品が本件特許の出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたなどの特段の事情がないこと) 港湾設備に用いられる製品について、被告製品のように水密性能の低い製品を本件特許の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外するということは考えがたく、敢えてこれを除外されたものに当たる等の特段の事情もない。	

(別紙) 本件発明に関する無効論

無効理由		被告の主張	原告の主張
1	明確性要件違反 (争点2-1)	構成要件B③の「透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン」との文言は、パッキンが透明樹脂板の一面側（海側又は陸側）において枠体の溝を埋めるように存在するだけでは「水密用」の役割を果たすことはできないから、透明樹脂板の他方の面と枠体との間も埋めるようにパッキンが存在することを意味するものと解釈される。他方、被告製品が本件発明の技術的範囲に属するとの原告の主張を前提とすると、枠体の一面側（海側又は陸側）にのみ水密用のパッキンを設ければ十分であると解釈することとなる。このように、構成要件B③には相容れない2通りの解釈が存在し、後者の解釈によれば、パッキンが設けられるのは海側か陸側かや、枠体の一面側にのみ水密用のパッキンを設ける技術的意味も不明である。以上のことからすると、本件発明は、構成要件B③において発明特定事項が不足するものであって明確に把握することができないから、本件発明には明確性要件違反の無効理由がある。	構成要件B③は、「透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン」という単純明快な表現が用いられており、意図的に曲解しない限りは誰の目にもその発明の範囲は明確である。すなわち、「透明樹脂板・枠体間」については、枠体が「透明樹脂板の縁部を挿入できる溝付きの枠体」（構成要件B②）であることからすれば、枠体の内縁の内側に透明樹脂板の縁部（一部）が存在することは明白であるから、上記の「間」が、枠体の内縁の内側であって透明樹脂板以外の空間を指すことは明確である。また、「間」とされており「隙間全部」等の限定がないので、水密用のパッキンが存在するのが上記空間内の任意の位置であること（同空間内であればどこでもよいこと）も明白である。したがって、本件発明には明確性要件違反はない。
2	公然実施品である野川止水パネルに基づく新規性欠如 (争点2-2)	野川止水パネルは、【ア】コンクリート製の防水壁に透明樹脂板（アクリル板）を組み付けるための防水壁用部品組であって、【イ】アクリル板という透明樹脂板（①）と、そのアクリル板の縁部を挿入できる溝付きのパネル縁枠（②）と、アクリル板・パネル縁枠間の水密用のU型ガスケット（③）と、パネル縁枠の溝の内側にアクリル板の縁部を解除可能に拘束する拘束手段として少なくともU字ガスケット（④）とを含む【ウ】ことを特徴とする防水壁用部品組、との構成を有するところ、被告が「ガスケット」と呼称するものが「パッキン」に相当するとの原告の主張を前提とすれば、本件発明の構成要件AないしCをいずれも充足する。そして、野川止水パネルは、本件優先日より前の平成19年に施工されているところ、施工場所である東京都世田谷区及び施工業者に対してその構造が開示され、現に製造されているから、本件発明の公然実施品に該当する。	野川止水パネルは、【A】コンクリート製の「防潮壁」に「組み付けている」とは言いがたい。また、【B】透明樹脂板（①）は、「飛散防止機能付（ナイロンコード入り）アクリル板」を有しているものの、その品質は60mm程度を要求される「防潮壁」レベルではなく、たった15mm程度の「水はねよけ」のレベルであり、その透明樹脂板の縁部を挿入できる溝付きの枠体（②）は、縁枠という形で存在するものの、家庭用の窓のアルミサッシやポスター展示用のパネルのアルミ製額縁と同様のものでアクリル板を保護しているにすぎず、透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン（③）は、家庭用の窓のアルミサッシで用いられているものと同様のものが設置されているにすぎず、また、U字ガスケットは、アクリル板を引っ張れば抜ける程度の拘束力しかなく、枠体の溝の内側に透明樹脂板の縁部を解除可能に拘束する拘束手段（④）を有するとはいえない。このように、野川止水パネルは、【C】防潮壁用（すなわち、河川の氾濫等から住民の生命や財産を守るために設けられるもの）とはいえない部品組であり、本件発明の構成要件AないしCのいずれも充足しない（アルミサッシがついたアクリル板というのが正確な表現となる製品にすぎない。）。
3	公然実施品である神戸港シーウォールに基づく新規性欠如 (争点2-3)	神戸港シーウォールは、「シーウォール SW-S スタンダードタイプ」（乙14、15）と解されるところ、仮に「かさ上げタイプ（4方枠）」（乙13、16）であったとしても結論は変わらない。 すなわち、神戸港シーウォールは、【ア】コンクリート製の防潮壁にアクリルパネルを組み付けるための防水壁用部品組であって、【イ】アクリルパネル（①）と、そのアクリルパネルの縁部を挿入できる溝付きのサッシ（②）と、アクリルパネル・サッシ間の型パッキン及び板パッキン（③）と、サッシの溝の内側にアクリルパネルの縁部を解除可能に拘束する拘束手段（④）とを含む【ウ】ことを特徴とする防水壁用部品組、との構成を有し、本件発明の構成要件AないしCをいずれも充足する。このことは、原告自身が「シーウォール」は本件発明の実施品であると主張していることなどからも明らかである。そして、神戸港シーウォールは、本件優先日より前の平成20年6月に施工されているところ、施工場所である神戸市及び施工業者に対してその構造が開示され、現に製造されているし、また、当業者が神戸港シーウォールを一見すれば、容易にその構造が本件特許の特許請求の範囲請求項1に記載されているものに該当することが判断可能であるから、本件発明の公然実施品に該当する。	被告が指摘する神戸港シーウォールは、かさ上げタイプ（4方枠）の「新港地区（弁天）防潮胸壁築造工事その1」（甲18）を指すと思われるところ、当該製品は、本件発明の技術を用いておらず、甲第19号証のとおり、下部・左右部に溝があるかさ上げたコンクリート防潮胸壁の窓設置部分のコンクリートの溝にアクリル板を差し込むように挿入し、コンクリートとアクリル板との間を無収縮セメントグラウト・パッカ（バックアップ材）等で固定し、表面にシリコンシーリングを施した構造である（本件特許の技術が開発される前の旧型製品であり、被告が指摘する製品とは異なる。）。すなわち、【A】コンクリート製の防潮壁に透明樹脂板を組み付けるための防潮壁用部品組であり、【B】透明樹脂板（①）を有するものの、その透明樹脂板の縁部を挿入できる溝付きの枠体（②）を有さず、透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン（③）も有さず（ただし、コーキング等はあるので、これをパッキンとするならパッキンはあることになる。）、枠体の溝の内側に透明樹脂板の縁部を解除可能に拘束する拘束手段（④）も有しない、【C】防潮壁用部品組である。したがって、神戸港シーウォールは、少なくとも本件発明の構成要件B②及びB④を充足しない。